

カーライフプラン (1/2)

平成28年2月1日現在

| | |
|------------------|---|
| 1. 商 品 名 | カーライフプラン |
| 2. ご利用 いただける方 | 以下の条件をすべて満たす個人の方 (1) 当金庫の営業地域にお住まい、またはご勤務（営業）の方 (2) 満20歳以上で、安定した収入のある方 (3) 保証会社の保証を受けられる方 |
| 3. お 使 い み ち | (1) お申込人ご本人またはお申込人の家族（配偶者、親、子、孫）が使用する自家用自動車、オートバイ（原動機付自転車を含まず）、自転車（電動アシスト自転車、ロードバイク、クロスバイク等）にかかる次の資金。 ①購入資金（購入にかかる税金・保険料等も可） ②車検・修理費用 ③パーツ・オプションの購入・取付費用 ④自動車保険費用 ⑤運転免許取得費用 ⑥車庫設置費用 (2) 申込人が上記①から⑥を用途として当金庫を含む金融機関、自動車メーカー系を含む信販会社（消費者金融は除きます）から借り入れたローンの借換資金、および借換に伴う手数料 |
| 4. ご融資限度額 | 1,000万円以内（1万円単位） |
| 5. ご 利 用 期 間 | 3ヵ月以上10年以内（1ヵ月単位） |
| 6. ご 融 資 利 率 | 下記《当金庫とのお取引項目》項目のうち、 1項目以上のお取引がある場合 変動金利 年2.35% お取引の無い場合 変動金利 年3.35% ※毎年4月1日および10月1日の当金庫新長期プライムレートを基準とし、 年2回見直しします 《当金庫とのお取引項目》 ①給与振込 ⑤5大公共料金、生命共済の自振 ②年金振込 ⑥当金庫住宅ローン利用者 ③定期性預金 ⑦預かり資産（国債・公共債・投資信託・保険） ④定期積金 ⑧当金庫会員 |
| 7. お持ち頂く書類 | (1) 本人確認資料 運転免許証（運転免許を取得していない方は健康保険証またはパスポート） (2) 源泉徴収票、市県民税課税証明書など所得（年収）を証明するもの ※ご融資金額100万円以内の場合は不要となります (3) 資金用途確認資料（注文書、見積書、請求書等） ※買換・借換時の残債の場合は、残高を証明出来るものをお願いします |
| 8. ご 返 済 方 法 | 毎月元金均等、または元利均等返済 ・ボーナス時増額返済のお取扱も可能です（6ヵ月毎、ご融資金の50%以内） ・約定返済日は、毎月6日・16日・26日に限らせていただきます ※元金据置（6ヵ月以内）のお取扱も可能です |
| 9. 保 証 会 社 | 一般社団法人しんきん保証基金 |
| 10. 保 証 人 | 原則必要ありません ※保証会社が必要と認めた場合は、保証人が必要となる場合もあります |



杜の都信用金庫

MURANO HONCHO
SHINKIN BANK

カーライフプラン (2/2)

| | |
|-----------------------|---|
| 11. 担 保 | 必要ありません |
| 12. 手数料・保証料 | (1) ローン実行手数料300円 (+消費税) (2) 保証料は必要ありません (金利に含まれております) |
| 13. 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | <p>(1) 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある営業部店またはお客さま相談室 (8時30分～17時、電話：022-222-8076) にお申し出ください。</p> <p>(2) 紛争解決措置 東京弁護士会 (電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会 (電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会 (電話：03-3581-2249) の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所 (9時～17時、電話：03-3517-5825) にお申出ください。また、お客様から、上記東京の弁護士会 (東京三弁護士会) に直接お申出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法 (現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法 (移管調停) もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫営業日に、上記お客さま相談室若しくは全国しんきん相談所 (9時～17時、電話：03-3517-5825) にお申し出ください。</p> |
| 14. そ の 他 | <p>ご融資金は、原則販売会社の口座に振込していただくことが条件となります</p> <p>※ご融資額の20%、または50万円のいずれか大きい金額までは、その限りではありません</p> <p>※その他、詳しくは窓口までお問い合わせください</p> |

